

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする青少年ネット規制法が2008年6月に成立し、2009年4月から施行されています。また、東京都等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由によってのみ子供のフィルタリングの解除を認め、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタリングの実質完全義務化を推し進めようとしています。</p> <p>しかしこれは保護者の教育権に踏み込むものであり、また例え青少年・児童であっても情報を得る権利を阻害するものです。フィルタリングの技術も完全とはいえず、青少年がどうしても必要としてなおかつネットからでないことが困難な情報や通信を遮断してしまわないとも限りません。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律</p> <p>東京都青少年の健全な育成に関する条例を始めとする各地方自治体の条例</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>現行の青少年ネット規制法及び各条例を廃止し、青少年と接する現場の人々からの意見を取り入れて青少年の健全育成と情報との関係についてより実際の状況に即した見識を深めた上で、情報統制以外の対策を行う。</p>